

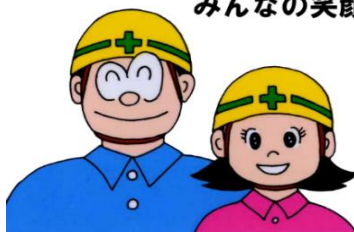
環境経営レポート



認証番号0013570

あなたの安全

みんなの笑顔



取り組み期間:2024年 1月～6月

2025年2月28日 発行

株式会社 大竹組

環境経営レポート 目次

<1> 取組の対象組織・活動の明確化	p.2
<2> 環境経営方針	p.3
<3> 環境関連法規等の遵守状況	p.4
<4> 環境経営目標 環境経営計画	p.8
<5> 実施体制図	p.10
<6> 環境経営目標及び環境経営計画の取り組み結果	p.11
<7> 次年度の環境経営目標 環境経営計画	p.13
<8> 代表者による全体の評価と見直し結果・指示	p.15
<9> その他(環境保全・地域貢献等)	p.16

【1】取組の対象組織・活動の明確化

■ 取組の対象組織・活動

○組織の概要

（１）名称及び代表者

- ・名称 株式会社 大竹組
- ・代表者 代表取締役 戎谷 一平

（２）所在地

- ・本社 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村85-1
- ・山田倉庫 徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷176-3
- ・辺川資材置場 徳島県海部郡牟岐町大字辺川字小松708-1

（３）環境管理責任者及び担当者 連絡先

- ・環境管理責任者 中岡 利恵
及び連絡担当者 上谷 祥利
- ・TEL 0884-72-1188

（４）事業内容

- ・総合建設業(土木工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業)

（５）保有する許可の種類

- ・建設業許可

許可番号 徳島県知事許可（特-04）第901号

許可年月日 令和4年10月5日

許可の有効期限 令和4年10月5日から令和9年10月4日

建設業の種類 土木工事業 しゅんせつ工事業

とび・土工工事業 水道施設工事業

鋼構造物工事業 解体工事業

許可番号 徳島県知事許可（般-04）第901号

許可年月日 令和4年10月5日

許可の有効期限 令和4年10月5日から令和9年10月4日

建設業の種類 建築工事業

- ・徳島県 産業廃棄物収集運搬業許可番号：3600099166(自社発生分のみの運搬に限る。)
- ・美波町 (※)一般廃棄物運搬業許可番号：美住第43号(自社発生分のみの運搬に限る。)
- ・牟岐町 (※)一般廃棄物運搬業許可番号：牟住第110号(自社発生分のみの運搬に限る。)
- ・海陽町 (※)一般廃棄物収集運搬業許可番号：海住環(運)第18号(自社発生分のみの運搬に限る。)
- (※ 上記の一般廃棄物運搬業・一般廃棄物収集運搬業許可については、一般国道55号線における道路維持工事の障害物除去工（鳥獣死骸、落下物、道路支障物等）運搬に限る。)

（６）事業の規模

- ・売上高(出来高) 271,863万円／24年度（1月～6月）
- ・工事等の件数 15件
- ・従業員 39人
- ・延べ面積 9,033m²

（７）事業年度

- ・1月～6月

○認証・登録の対象範囲 （全組織、全活動）

登録組織名 株式会社 大竹組（本社、山田倉庫、辺川資材置場）

【2】環境経営方針

株式会社 大竹組

環境経営方針

基本理念

私たち 株式会社大竹組は『地域と共に』を経営理念の基、ますます深刻化する地球温暖化に向き合い、全社員で積極的に環境保全活動を実施します。限りある資源に感謝し、環境負荷低減・環境保全活動の定着、向上に努めます。

行動指針

1) 具体的に次の項目に取り組みます

- ①電力・車輛燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
- ②廃棄物の削減及びリサイクルの促進
- ③水資源の節約
- ④従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作り

2) 環境関連法規・条例・規則や当社が約束したことを遵守します

環境経営方針は、全ての従業員及び下請の協力会社様に周知し、環境経営の継続的改善に取り組みます。

あなたの安全

みんなの笑顔



制定日 2021年10月1日

株式会社 大竹組

代表取締役 戎谷一平

【3】環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

NO	建設業：適用する環境関連法令		条項	順守事項		運用	文書・記録	遵 守 確 認	
1	廃棄物処理法	産業廃棄物 汚泥、廃プラ、コンクリート・アスファルト破片、木くず、金属くず、がれき類 (特別管理産業廃棄物は取り扱わない。専門業者に委託する。)	第6条の2第7項 令4条の4、第12条4項 令第6条の2	委託基準	委託先の許可確認 委託契約の締結・契約書5年間保管		社内周知 実施確認	委託先許可証 契約書類一覧	遵守を確認済
			第12条1項、令6条第14条	処理基準	運送車体へ表示・運搬内容記載携帯		社内周知 実施確認		遵守を確認済
			第12条2項 則第8条	保管基準	産業廃棄物が運搬されるまでの保管に関する技術上の基準		現場実態 日常確認	現場都度確認 持帰保管しない	遵守を確認済
			第15条	現地確認	中間処理場（リサイクル工場）		情報収集	工事日誌確認書	遵守を確認済
				マニフェスト管理票交付等	適合票一品一様の交付・濡れない記述事項・量含む		確認者氏名・確認日の記入	保管記録	遵守を確認済
					管理表回収	D票90日 E票180日	運用10日	保管回収記録	遵守を確認済
					未回収戻り票の報告	未回収時の遅れの理由及び対策を県知事へ報告	予防・回収	法違反・報告書	遵守を確認済
					保管義務	自社運搬時 6枚セットA・B1,2・C2・D・E 委託契約時 4枚セットA・B1・D・E	5年間 (交付日から)	保管記録	遵守を確認済
					A票保管	回収照合欄に記載	確認者氏名・確認日の記入	保管記録	遵守を確認済
			則第8条の27		管理票交付状況報告書	県知事へ前年度処理量と次年度排出抑制の報告	毎年4月 集計開始	指定報告資料	遵守を確認済
				処理困難通知の対応	処理困難通知受理後、未回収戻り票時30日以内に措置報告書を県提出。電子マニフェストも同様。		常に処分場とのコミュニケーション・情報収集	処理困難通知対応報告書・処理結果	遵守を確認済
				措置命令	上記違反時、措置命令の対象違反時5年以下の懲役、1000万円以下の罰金		無過失責任念頭に処理	上記等保管記録	遵守を確認済
			第3,11,12条 第12条9、10項 令6条の3	建設廃材場外保管事前届出	建設事業者が建設廃材を移動、300㎡以上の保管場所で保管時、県知事届出。及び中止届出。		産廃物保管しない	ヒヤリング	遵守を確認済

NO	建設業：適用する環境関連法令		条項	順守事項		運用	文書・記録	確 認
1	廃棄物処理法			不法投棄罰則強化	不法投棄・未遂時 3億円罰金	繰返し周知徹底		遵守を確認済
		産業廃棄物 汚泥、廃ブラ、コンクリ・アスファルト破片、木くず、金属くず、がれき類 (特別管理産業廃棄物は取り扱わない。専門業者に委託する。)		野外焼却の禁止	何人も処理基準に従って行う場合以外には焼却の禁止。特に悪臭が生ずる物の焼却禁止	繰返し周知徹底	ヒヤリング	遵守を確認済
				掲示版設置(60×60)	積上高さ、風雨、悪臭、等発生防止種類・担当者・量等保管基準明記	緊急実施時社長決裁	ヒヤリング	遵守を確認済
				多量排出事業者	前年度発生量が1000t以上 特別管理産業廃棄物50t以上	推移量	決算時に確認	遵守を確認済
2	建設リサイクル法	土木請負額500万以上 解体 80㎡以上 改修 1億円以上 新築増築 500㎡以上	第9条第1項 第2条	①分別された廃棄物の再資源化・リサイクル化 ②特定建設資材 コンクリート（プレキャスト鉄筋・コンクリート板を含む）木材・アスファルト・コンクリート		研修で周知徹底	EA21教育記録 EA21産業廃棄物適正処理活動実績	—
			第12条第1項 第10条	③発注者へ計画等説明・完了報告による説明等			説明会記録	遵守を確認済
				④着工7日前までに県知事へ必要書類届出			提出書類	遵守を確認済
			則第8条の 27	⑤再生資源化等利用の促進			促進計画	遵守を確認済
				⑥再資源の活用			EA21活動計画	—
				⑦発注者へ書面による完了報告書提出			活用記録	—
							完了報告書	—
3	建築基準法	建築基準施工規則		国交省：建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康、財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資すること。				今回の該当なし
4	再生資源利用省令	土工事・解体工事・外構工		特定副産物建設発生土：再資源利用計画の作成 ①堆積1000㎡以上の土砂②重量500t碎石 ③重量200t以上の加熱アスファルト混合物		受注時に処理方法を周知	EA21活動計画記録 (1年保管) 毎月又は年1回	遵守を確認済
5	建設汚泥再生利用に関するガイドライン	建設汚泥が発生する作業		建設汚泥を建設資材とそて利用する場合土壌の汚染に係る環境基準に適合しないものは、適用範囲外。利用にあたり調査、設計、施工、管理を行いリサイクルを推進。			①建設汚泥工事間利用確認書②再生利用計画書③リサイクル伝票④再資源化等実績表	遵守を確認済
6	騒音規制法（建設）	特定建設作業の騒音規制基準：（低騒音型低振動型建設機械指定に関する規定）	第5条 第6条 第14条	・杭打ち機・杭抜き機・びょう打機・削岩機・コンクリートプラント：混練内容0.45㎡以上 アスファルトプラント混練重量200kg以上 ・バックホウ：定格出力80kw以上・ブルドーザー：定格出力40kw以上。 作業敷地境界線 85db以下		7日前に届出	市町村へ事前確認 届出書規制様式第9自主測定記録	遵守を確認済 現在工事中の施工現場では周辺住民苦情なしを確認。
7	振動規制法（建設）	特定建設作業の振動規制基準	第5条 第6条 第14条	・杭打ち機・杭抜き機・ブレーカー（手持式除く）・舗装版破砕機等を使用する作業・作業敷地境界線 75db以下		7日前に届出	市町村へ事前確認 届出書規制様式第9自主測定記録	遵守を確認済 現在工事中の施工現場では周辺住民苦情なしを確認。
8	大気汚染防止法	土砂の堆積場及び一般粉じん施設を設置する作業（密閉型を除く）		①土砂の堆積場1000㎡以上②ベルトコンベア及びバケットコンベアの幅、75cm以上又はバケット容量0.03㎡以上③破砕機、磨砕機：定格出力75kw以上（上乗せ35kw以上）④ふるい機：定格出力15kw以上		設置前に知事に届出	①届出書②規則様式第3、但し条例上乗せ規定確認	遵守を確認済

NO	建設業：適用する環境関連法令		条項	順守事項	運用	文書・記録	確 認
9	大気汚染防止法	解体・改修工事に伴う特定建築材（石綿等）の除去作業（特定粉じん）		吹付け石綿及び石綿含有の断熱材、保温材、耐火被覆材、使用建築物及び工作物	知事へ作業開始4日前計画書提出作業基準（即16の4）	①計画書②規則様式第3、但し条例上乗せ規定確認	遵守を確認済
10	土壌汚染防止法（地下水汚染防止）	土壌汚染の恐れがある土地の形質の変更がおこなれる場合の調査		①3000㎡以上の土地の形質変更をする場合着手日の30日前までに知事に届出	中小企業のための土壌汚染対策ガイドライン（平成22年7月）	届出書、着手前検討資料	遵守を確認済
				②有害物質取扱い事業者及び3000㎡以上の敷地内の土地の改変（切り盛り、掘削、建設に伴う）者は、土壌汚染対策指針のに基づき当該土地の土壌汚染調査並びに汚染土壌の処理を実施届出等		届出 着手前検討 施工計画	遵守を確認済
11	土壌汚染防止法（地下水汚染防止）	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針及び注入工事の施工管理の規定		建設工事公衆災害防止対策要綱：薬液注入作業時は地下水位及び水質の変化を定期的に測定しこれらの異常の有無を監視し、異常が求められる場合は適切な措置を講じる。	水質汚濁・排水等の処理	試行計画	遵守を確認済
		六価クロム溶出テストの実施（環境基準0.05ppm）以上時、対策必要		セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出テストを実施（通知によりテスト回数緩和）	特記仕様書確認	特記仕様に対する溶出テスト結果。	遵守を確認済
12	大気汚染防止法	石綿等の除去作業 労働安全衛生法88条	第57条1項、第88条4項 第18条の21～第18条の25 第3条第1.2.3項、第4.5条 第6条第1.2.3項、第14条1項	労働基準監督署へ計画書を14日前までに届出。 含有重量比0.1%超のものの取扱い作業届出。 事前調査は講習の修了者に限る。	土木工事も 情報収集	届出。 作業者の工事日誌保管	遵守を確認済
13	浄化槽法	水質汚濁防止	第3条 第10条 第11条	業者保守点検 ・清掃及び法定点検	順守確認	保守点検 6回/年 清掃 2回/年 法定点検 1回/年	遵守を確認済
14	水質汚濁防止法	水質汚濁防止		工事現場から汚濁水等の河川への流入禁止 開放水域での濁り発生の抑制・沈降の促進	朝礼時指示	現場確認を日誌に	遵守を確認済
15	フロン排出抑制法		第16条告示13号 第19条、命令第4条	妄りにフロンを放出してはならない。 判断基準に基ずく管理、点検。	順守確認	簡易点検 1回/3カ月	遵守を確認済
16	徳島県環境基本条例			環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること			遵守を確認済
17	牟岐町公害防止条例			・「公害」とは、事業活動その他住民の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、住民の健康又は生活環境（住民の生活に密接な関係のある財産並びに住民の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。 ・事業者は公害を発生させないように努めなければならない。			遵守を確認済 現在工事中の施工現場では周辺住民苦情なしを確認。

NO	建設業：適用する環境関連法令		条項	順守事項	運用	文書・記録	確 認
18	海部南部消防組合火災予防条例			・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準遵守。 ・指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4種の危険物のうち動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準遵守。 ・指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準遵守。 ・指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出。指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物数量の5倍以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ海部南部消防組合長に届出。			今回の該当なし
19	徳島県産業廃棄物処理指導要綱			事業者の責務 ・事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、法その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。 ・排出事業者は、産業廃棄物の減量化及び再生利用を積極的に推進するなど、その発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物については県内処理に努めなければならない。 ・事業者等は、県の区域内において県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、事業者等からあらかじめ知事に協議書（様式第14号。以下次項において同じ。）の提出があった場合において、次のいずれかの場合に該当し、知事が生活環境の保全上支障がなく、かつ、県外産業廃棄物の処理が適正に行われると認めたときは、この限りではない。 （1）排出場所の都道府県では、その産業廃棄物を処理することが困難な場合 （2）県内の処理業者が、特殊な処理技術又は処理施設を有する場合 （3）県内の処理業者が、他の都道府県において産業廃棄物を排出した場合			遵守を確認済
20	災害協定	国・県と所属建設業協会との災害時における協定書覚書		地震、津波等異常気象のために生じた交通傷害等に早期に対応するため、道路啓開等の応急処理作業について覚書を締結。この異常気象により交通災害の発生が予想される時は、自主的或いは国・県の要請に応じて自社担当区間の安全確認パトロールを行い、双方協同して地域の安全確保に努めるものとする。		活動報告 応急工事時の資材の確認	遵守を確認済
21	盛土規制法（※R5/5/26施行）	土地造成 一時的な土石の堆積		規制区域の確認 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等 住民への周知 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請	遵守確認	都道府県へ事前確認	遵守を確認済

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。
また、過去3年間にわたって違反や訴訟はありませんでした。

【4】環境経営目標

○中・長期目的と目標

■ 全体 ■

目的	単位	目 標				
		基準年 (2020年)	2024年1月～ 2024年6月	2024年7月～ 2025年6月	2025年7月～ 2026年6月	2026年7月～ 2027年6月
二酸化炭素排出量削減＊1	kg-CO2	291,826	141,076	277,235	274,316	271,398
・電気使用量削減	kWh	69,049	19,744	65,597	64,906	64,216
・ガソリン使用量削減	L	37,029	16,592	35,177	34,807	34,437
・軽油使用量削減（現場）	L	66,791	35,610	63,452	62,784	62,116
一般廃棄物排出量削減（事務所）	kg	1,378	638	1,309	1,295	1,282
産業廃棄物排出量削減（現場）	t	1,285	204	1,220	1,208	1,195
水総使用量削減	m3	701	478	666	659	652
組織本来の取組 ＊2	提 案	-		7項目	7項目	7項目

＊1．電力のCO₂発生量については、環境省2023年12月22日公表 四国電力調整後排出係数0.454kg-CO₂/kWhを使用した。

＊2．組織本来の取組として従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作りを行う。（環境経営計画の項を参照）

＊3．2024 年度決算月変更（12 月→6 月に）に伴い、2024 年1月～2024 年6月の半期を対象とした。

○短期目的と目標

・取組期間 2024年 1月 ～ 2024年6月

■ 全体 ■

目的	単位	基準年（2020年）	目標
二酸化炭素排出量削減＊1	kg-CO2	142,501	141,076
・電気使用量削減	kWh	19,943	19,744
・ガソリン使用量削減	L	16,760	16,592
・軽油使用量削減（現場）	L	35,970	35,610
一般廃棄物排出量削減（事務所）	kg	644	638
産業廃棄物排出量削減（現場）	t	206	204
水総使用量削減	m3	483	478
組織本来の取組 ＊2	提 案	-	3項目

＊1．電力のCO₂発生量については、環境省2023年12月22日公表 四国電力調整後排出係数0.454kg-CO₂/kWhを使用した。

＊2．組織本来の取組として従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作りを行う。（環境経営計画の項を参照）

＊3．2024 年度決算月変更（12 月→6 月に）に伴い、2024 年1月～2024 年6月の半期を対象とした。

【4】環境経営計画

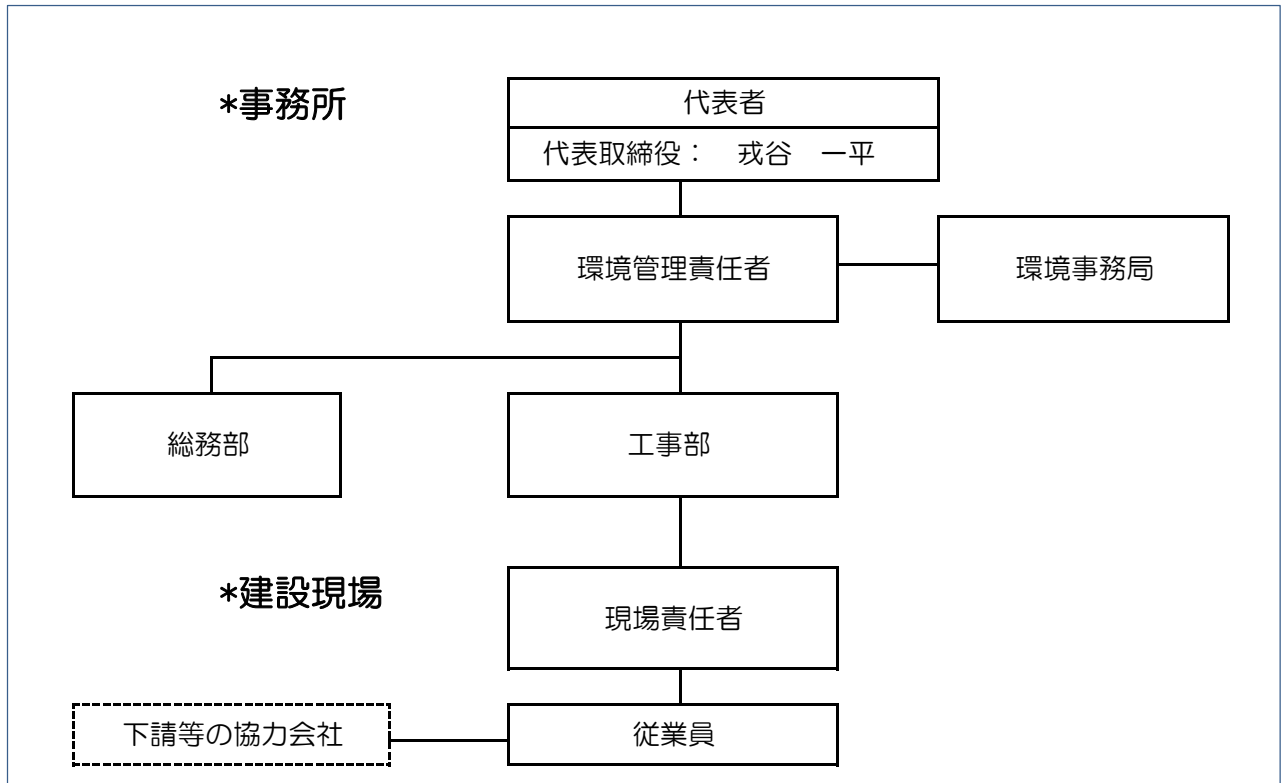
・取組期間 2024年 1月 ～ 2024年6月

■ 全体 ■

目的		具体的実施項目	
二酸化炭素排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明、休憩・不在時の消灯 ②適正温度の維持 ③照明、窓等の清掃	全 体 事務所 事務所
	ガソリン使用量削減 軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③空気圧の点検・車内の整理整頓 ④省エネ（低排ガス・騒音・振動）推進	全 体 全 体 全 体 全 体
廃棄物排出量削減 リサイクルの促進	一般廃棄物削減 産業廃棄物削減	①紙類の再利用 ②分別・再資源化の徹底 ③マニフェストの管理	事務所 全 体 事務所
水使用量削減	水道水節水	①節水の心掛け ②節水ステッカーの取付・呼掛け ③洗車・工具等の洗浄回数の徹底	全 体 事務所 事務所
組織本来の取組	従業員への環境教育 環境に配慮した 建設現場作り	①清掃・美化活動の推進 ②工事現場の環境保全 ③地域との環境整備活動推進 ④工事の手戻り、手待ちの発生抑止 ⑤建機の省エネ型励行（購入・リース） ⑥事業計画書・施工計画書の提出徹底 ⑦脱炭素に向けた活動(情報収集・設備導入)	全 体 全 体 事務所 全 体 全 体 事務所 全 体

【5】実施体制図

株式会社 大竹組



	役割・責任・権限
代表取締役	- 環境経営に関する統括責任 - 環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間の準備 - 環境管理責任者の任命 - 環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知 - 環境経営目標、環境経営計画書、環境経営レポートの承認 - 代表者による全体の評価と見直しの実施
環境管理責任者	- 環境経営システムの構築、実施、管理 - 環境関連法規等取りまとめ表の承認 - 環境経営目標、環境経営計画書の承認 - 全従業員に対する教育・訓練の実施 - 環境活動の取り組み結果の代表者への報告 - 環境経営レポートの作成・報告
環境事務局	- 環境活動全般の事務局 - 環境関連法規等取りまとめ表の作成 - 環境経営目標、環境経営計画書の作成 - 環境活動の実績集計、環境活動の取り組み結果の作成 - 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 - 特定された緊急事態への対応マニュアル確認 - 環境負荷の自己チェック及び、環境への取り組みの自己チェックの実施
各部門及び全従業員	- 環境経営方針の理解、環境への取り組みの重要性の自覚 - 決められたことの遵守、自主的積極的な環境活動への参加 - 現場毎での環境活動の実施、とりまとめ、環境管理事務局への報告・提出

【6】環境経営目標の結果

・取組期間 2024年 1月 ～ 2024年6月

■ 全体 ■

目的	単位	基準年 (2020年)	目標	実績	評価
二酸化炭素排出量削減＊1	kg-CO2	142,501	141,076	253,836	×
・電気使用量削減	kWh	19,943	19,744	316,262	×
・ガソリン使用量削減	L	16,760	16,592	10,720	○
・軽油使用量削減（現場）	L	35,970	35,610	32,950	○
一般廃棄物排出量削減（事務所）	k g	644	638	865	×
廃棄物排出量削減（現場）	t	206	204	67	○
水総使用量削減	m3	483	478	223	○
組織本来の取組 ＊2	提 案	-	3項目	7項目実施	○

＊1．電力のCO₂ 発生量については、環境省2023年12月22日公表 四国電力調整後排出係数0.454kg-CO₂/kWhを使用した。

＊2．組織本来の取組として従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作りを行う。（環境経営計画の項を参照）

＊3．2024 年度決算月変更（12 月→6 月に）に伴い、2024年1月～2024年6月の半期を対象とした。

○取組の結果

二酸化炭素排出量削減	工事現場では、前年比で電動の重機（トンネル工事での坑内作業に使用する、ドリルジャンボ等の外部電源稼働型重機）使用量が極度に多かったことで電気使用量、二酸化炭素排出量が増加した。また、重機（油圧式）使用に伴う軽油量と事務所での電気量等は前年比で横ばいであった。移動車両の使用は減少し、ガソリン使用量は減少した。
一般廃棄物排出量削減	基準年比で、一般廃棄物排出量は増加した。本社書庫の整理に伴う廃事務用品、廃電子機器、古紙の発生や、工事に使用する紙類が増えたことで一般ごみが発生したこと等が原因である。
産業廃棄物排出量削減	前年比で、産業廃棄物排出量は大幅に減少した。工事の都合上、産業廃棄物の発生量が前年と比較して少なかったことが要因である。また再資源化に関しては主要資材（コンクリート、アスファルト、木材）、および廃プラスチックではほぼ100%達成した。混合廃棄物はほぼ埋め立てとなった。
水総使用量削減	基準年比で、水総使用量が減少した。また、漏水等の発生はなかった。
組織本来の取組	従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作りの機会の7項目全てで達成した。また、マイナス事案の発生件数（廃棄物増加につながる工事の手戻り・手待ち、及び計画書の提出不備等）はいずれも0件であった。

【6】環境経営計画の結果

・取組期間 2024年 7月 ～ 2025年 6月

■ 全体 ■

目的		具体的実施項目		1～3月	4～6月	評価
二酸化炭素 排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明、休憩・不在時の消灯	全 体	○	○	○
		②適正温度の維持	事務所	○	○	○
		③照明、窓等の清掃	事務所	○	○	○
	ガソリン使用量削減 軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③空気圧の点検・車内の整理整頓 ④省エネ(低排ガス・騒音・振動)推進	全 体 全 体 全 体 全 体	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
廃棄物排出 量削減リサ イクルの促 進	一般廃棄物削減 産業廃棄物削減	①紙類の再利用	事務所	○	○	○
		②分別・再資源化の徹底	全 体	○	○	○
		③マニフェストの管理	事務所	○	○	○
水使用量 削減	水道水節水	①節水の心掛け	全 体	○	○	○
		②節水ステッカーの取付・呼掛け	事務所	○	○	○
		③洗車・工具等の洗浄回数の徹底	事務所	○	○	○
組織本来の 取組	従業員への環境教育 環境に配慮した 建設現場作り	①清掃・美化活動の推進	全 体	○	○	○
		②工事現場の環境保全	全 体	○	○	○
		③地域との環境整備活動推進	事務所	○	○	○
		④工事の手戻り、手待ちの発生抑止	全 体	○	○	○
		⑤建機の省エネ型励行(購入・リース)	全 体	○	○	○
		⑥事業計画書・施工計画書の提出徹底	事務所	○	○	○
		⑦脱炭素に向けた活動(情報収集・設備導入)	全 体	○	○	○

[凡例]	○	達成
	△	不十分
	×	不満足

○評価に対するコメントと次年度の活動計画

目的	◆ 評価に対するコメント	◆ 次年度の活動計画
二酸化炭素	工事規模とCO2排出量は増加した。しかし重機の省エネを徹底するなど各自が削減に心がけており計画・実施の結果は適切であると評価できる。またユニック車1台を環境対策型に入れ替えたほか、最新の騒音対策基準及びNox・PM適合対応等の車両を新規で導入した。	次年度も継続して電力・燃料の省エネに取り組む。当社のEA21のシステム運用を定着させ、着実に目標の達成を目指す。
廃棄物	稼働工事の工種が多岐にわたっているが社内一丸となって管理徹底できた。マニフェストは社内だけでなく下請け・協力会社も含めて指導及びチェックの徹底を行い、適切に管理することが出来た。各自、分別再資源化への意識を心掛けている。	次年度も継続して産業廃棄物排出量の削減に取り組む。当社のEA21のシステム運用を定着させ、着実に目標の達成を目指す。
水使用量	常日頃からの節水励行、現場パトロール時の点検、社内回覧での呼び掛けによりさらに水資源の大切さを各自意識できていた。計画・実施の結果は適切であると評価できる。	次年度も継続して節水に取り組む。当社のEA21のシステム運用を定着させ、着実に目標の達成を目指す。
組織本来の 取組	新たに追加された脱炭素への活動では情報収集を行った。日頃から生産性向上に事務所現場一丸で取り組んだ。受注工事での環境配慮を全工事で実施した。ボランティア清掃や現場見学会、出前授業を通じた地域貢献活動、ICT活用工事など環境への配慮にも積極的に取り組んだ。7項目全てにおいて計画・実施の結果は適切であると評価できる。	環境経営目標達成に向けて、安全確保、施工管理の効率化・品質の均一化、生産性向上、環境負荷低減、環境保全に努める。当社のEA21のシステム運用を定着させ、着実に目標の達成を目指す。

【7】環境経営目標（次年度の目標）

○中・長期目的と目標

■ 全体 ■

目的	単位	目 標				
		基準年 (2020年)	2024年1月～ 2024年6月	2024年7月～ 2025年6月	2025年7月～ 2026年6月	2026年7月～ 2027年6月
二酸化炭素排出量削減＊1	kg-CO2	291,826	140,077	277,235	274,316	271,398
・電気使用量削減	kWh	69,049	33,144	65,597	64,906	64,216
・ガソリン使用量削減	L	37,029	17,774	35,177	34,807	34,437
・軽油使用量削減（現場）	L	66,791	32,060	63,452	62,784	62,116
一般廃棄物排出量削減(事務所)	kg	1,378	661	1,309	1,295	1,282
産業廃棄物排出量削減（現場）	t	1,285	617	1,220	1,208	1,195
水総使用量削減	m3	701	337	666	659	652
組織本来の取組 ＊2	提 案	-	7項目	7項目	7項目	7項目

- ＊1. 電力のCO2 発生量については、環境省2023年12月22日公表 四国電力調整後排出係数0.454kg-CO2/kWhを使用した。
- ＊2. 組織本来の取組として従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作りを行う。（環境経営計画の項を参照）
- ＊3. 2024年 決算月変更（6月）に伴い 2024年1月～2025年6月の半期を対象期間に

○短期目的と目標

・取組期間 2024年 7月 ～ 2025年6月

■ 全体 ■

目的	単位	基準年（2020年）	目標
二酸化炭素排出量削減＊1	kg-CO2	291,826	277,235
・電気使用量削減	kWh	69,049	65,597
・ガソリン使用量削減	L	37,029	35,177
・軽油使用量削減（現場）	L	66,791	63,452
一般廃棄物排出量削減(事務所)	k g	1,378	1,309
産業廃棄物排出量削減（現場）	t	1,285	1,220
水総使用量削減	m3	701	666
組織本来の取組 ＊2	提 案	-	7項目

- ＊1. 電力のCO2 発生量については、環境省2023年12月22日公表 四国電力調整後排出係数0.454kg-CO2/kWhを使用した。
- ＊2. 組織本来の取組として従業員への環境教育・環境に配慮した建設現場作りを行う。（環境経営計画の項を参照）

【7】環境経営計画（次年度の計画）

・取組期間 2024年7月 ～ 2025年6月

■ 全体 ■

目的		具体的実施項目	
二酸化炭素排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明、休憩・不在時の消灯 ②適正温度の維持 ③照明、窓等の清掃	全 体 事務所 事務所
	ガソリン使用量削減 軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③空気圧の点検・車内の整理整頓 ④省エネ（低排ガス・騒音・振動）推進	全 体 全 体 全 体 全 体
廃棄物排出量削減 リサイクルの促進	一般廃棄物削減 産業廃棄物削減	①紙類の再利用 ②分別・再資源化の徹底 ③マニフェストの管理	事務所 全 体 事務所
水使用量削減	水道水節水	①節水の心掛け ②節水ステッカーの取付・呼掛け ③洗車・工具等の洗浄回数の徹底	全 体 事務所 事務所
組織本来の取組	従業員への環境教育 環境に配慮した 建設現場作り	①清掃・美化活動の推進 ②工事現場の環境保全 ③地域との環境整備活動推進 ④工事の手戻り、手待ちの発生抑止 ⑤建機の省エネ型励行（購入・リース） ⑥事業計画書・施工計画書の提出徹底 ⑦脱炭素に向けた活動(情報収集・設備導入)	全 体 全 体 事務所 全 体 全 体 事務所 事務所

【8】代表者による全体の評価と見直し結果・指示

実施日：2025年 1月24日

代表者： 戎谷 一平
環境管理責任者： 中岡 利憲

項目	環境管理責任者の報告・提案	代表者の評価・判断・改善指示	環境管理責任者の是正処置
環境経営方針の見直し状況	環境経営方針について確認できている。	改善・指示事項については特になし。	今後も引き続き、環境経営方針に基づく活動を推進する。
環境経営目標達成状況	二酸化炭素の排出量をはじめ目標未達成の項目が複数あるため、各自が意識して取り組み次年度は目標達成を目指す。	未達成項目がみられるが、全体的な取組は良好であるといえる。改善・指示事項については特になし。	今後も引き続き、完成工事高・工事の施工条件を把握して「ムリ・ムダ・ムラ」の無い現場作りを行い、環境保全対策・目標達成に取り組む。
環境経営計画取り組み実施状況	CO2排出量削減の意識付け、廃棄物削減へのマニフェスト管理徹底、節水励行、受注工事での環境配慮、地域貢献、ICT活用など、各目的への取組はいずれも達成して環境配慮に取り組むことが出来た。	環境経営計画への取り組みは適切に行われており、良好であるといえる。改善・指示事項については特になし。取り組みの練度を上げつつ、次年度も引き続き目標達成を目指すこと。	今後も引き続き、環境経営目標達成に向けて、安全確保、施工管理の効率化・品質の均一化、生産性向上、環境負荷低減、環境保全に努める。取り組み内容についても練度を上げていく。
関連法遵守状況	関連法の順守について確認できている。また取り組み年度の間における法令等の改訂、新たな法令の確認についても対応が済んでいる。	いずれの関連法規も適法に順守できており、良好であるといえる。新たな法令整備に対応する調査資格取得者等についても増員がみられる。改善・指示事項については特になし。	今後も引き続き、関連法の順守を徹底する。
実施体制の見直し状況	実施体制について確認できている。	改善・指示事項については特になし。	今後も引き続き、全従業員で環境経営に取り組むための実施体制を維持する。
環境教育・訓練実施状況	環境教育・訓練等については新人研修のほか、地域貢献活動（道路ボランティア清掃）を行った。次年度も引き続き環境教育・訓練を行っていく。	全体的な取組は良好であるといえる。改善・指示事項については特になし。	今後も引き続き、従業員への環境教育・訓練について重点的に行う。
緊急事態への準備及び対応状況・訓練状況	熱中症予防訓練を事務所及び各現場で行った。また、火災・事故・熱中症などの緊急事態の発生事案はなかった。	全体的な取組は良好であるといえる。改善・指示事項については、冬季における火災発生予防を引き続き対策すること。	今後も引き続き、適切に緊急事態への準備及び対応を行う。冬の乾燥時期前に火災予防訓練・研修を行う。

見直しのポイント

- 妥当性：要求事項を満たす上でPDCAは十分であるか。
- 適切性：周囲の状況変化に対応しているか。過小、過大な計画・結果となっていないか。
- 有効性：継続的改善が『見える化』されているか。法遵守の仕組みに不備は見られないか。

【9】 その他（環境保全・地域貢献等）

○国道ボランティアサポートプログラム



場所：海部郡牟岐町



○牟岐中学校職場体験実習

工事現場実習



場所：海部郡内

工事現場見学



○徳島県立科学技術高校出前授業

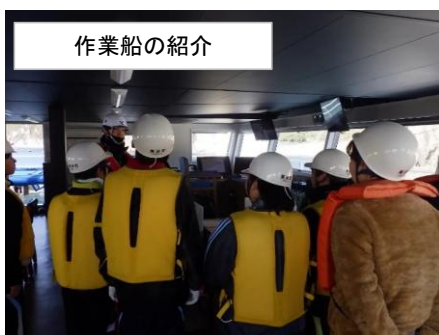


場所：徳島県立科学技術高校

ICT機器活用事例の紹介



○伊座利小学校・中学校現場見学会



場所：海部郡美波町伊座利

